

第4節 解体撤去方法

1 解体工事方法の概要

(1) 建築物・工作物の解体

解体作業は散水等による湿潤化を十分に行い、ごみ・粉塵・騒音等を極力出さないこと。また、周辺道路等の清掃作業励行及び解体物等の搬出に際しては、必要により誘導員を配置すること。

(2) ダイオキシン類ばく露対策対象機器の解体

ダイオキシン類ばく露対策対象機器の解体に際し、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の壁等による分離、あるいはビニルシート等による作業場所の養生、法基準に則った養生足場、クリーンルーム等を設置し、原則、洗浄作業によるダイオキシン除去を行い、完全除去の確認を行った後に、解体撤去作業を行う。

本設備にてばく露対策が必要となる機器は第1節4の(2)にて指定する機器である。

これらの解体撤去に伴いダイオキシン類が作業場全体に拡散するのを未然に防止するため、解体撤去においては、溶融炉設備解体作業場全体（ただし、解体作業場が施設建物の一区画で他と隔離できる場合はその区画）にダイオキシン類が周辺に拡散しないよう対策を講じるほか、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」並びに関係諸法令・諸規則を遵守して施工するものとする。

燃焼排ガスタクト撤去の際はフランジ蓋閉塞を確実にこなうものとする。

※下記に労働基準監督署との事前協議等による、仮設計画内容を示す。

(a) 汚染機器養生工

作業ブロック計画（資料—6 参照）

- ・管理区分：第1管理区域
- ・保護具：第1管理区域：レベル1
- ・対象機器：既設機器撤去（1／14～2／14）及び資料—1（ダイオキシン類対策対象機器）
- ・概略養生寸法
 - 焼却ヤード：最大幅24m×最大長37m×最大GL高さ17.2m
 - 定量フィーダ室：最大幅11m×最大長24m×最大GL高さ24.6m
 - 煙突部：最大幅7m×最大長7.5m×最大GL高さ30.5m
- ・前室：焼却ヤード及び定量フィーダ室の前に搬出トラック、解体重機などの配置、搬出入が可能な全室を設ける。
- ・仮設内容：周囲養生、前室の設営（養生及び前室材料、集塵装置（換気装置共）エアシャワー、足洗機、保護具（交換品共）を含む）及び解体。

(b) 汚染機器洗浄工

作業ブロック計画（資料—6 参照）

- ・管理区分：第1管理区域
- ・保護具：第1管理区域：レベル1
- ・対象機器：①撤去機器リスト（ダイオキシン類対策対象機器）